

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 13 日現在

機関番号：32304

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010 年度 ～ 2012 年度

課題番号：22531072

研究課題名（和文） 「日韓における非行生成メカニズムの解明 ―心理・社会・医学的評価からの検討―」

研究課題名（英文） Examine the differences between Japan and South Korea in mechanism of juvenile delinquency

研究代表者

松浦 直己（MATSUURA NAOMI）

東京福祉大学・教育学研究科・教授

研究者番号：20452518

研究成果の概要（和文）：

本研究では、日韓の深刻な非行化群を対象にして、彼らの心理的・情緒的問題性を標準化された質問紙を用いて評価した。以下の質問紙を韓国側の少年院在院生約400名（男女200名ずつ）に実施した。得られたデータからは、日韓の少年院在院生で、逆境の児童期体験の深刻度で大きな差が検出された。また、自尊感情にも有意な差が検出された。

韓国の少年院在院者は日本のそれらと比較して、有意に自尊感情が高かった。欧米では非行が進行するにしたがって自尊感情が高まっていく報告例があるが、今回の調査結果はそのような先行研究を裏付けるものであった。逆に、日本の少年院在院者の自尊感情はきわめて低く、劣悪な養育環境や被虐待経験などが影響しているものと考えられた。

研究成果の概要（英文）：

We examine the differences in psychological and emotional characteristics between Japan and South Korea in inmates of correctional facilities by using some standardized questionnaires. More than 400 inmates (including male and female) of correctional facilities were subjected in this study. According obtained data, we confirmed Japanese inmates of correctional facilities had significantly severe ACEs compared to Korean counterparts.

In addition, Korean inmates of correctional facilities had significantly higher self-esteem than Japanese counterparts. These results suggested that there were some differences in mechanisms of aggravated delinquency between Japan and South Korea. Additionally, various type of psychiatric and developmental disorders such as ADHD, learning disorders, eating disorders, and mood disorders, were reported in Japanese correctional facilities, on the other hand, there were small number reports in Korean. It is possible to interpret that practitioners in Korean correctional facilities have not recognized these disorders among inmates.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 22 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
平成 23 年度	900,000	270,000	1,170,000
平成 24 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：少年非行・発達障害・児童虐待・心理特性

1. 研究開始当初の背景

少年非行の問題は古今東西、重要な社会的課題であり続けた。近年インターネットの発達に代表されるように、社会が複雑化・グローバル化に伴い、非行化要因とそのメカニズムに対して極めて高い関心が向けられるようになってきた (Caspi, 2002, Matsuura, et al., 2009)。日本では、いくつかの凶悪事件で加害者が発達障害と鑑別診断されたことから、非行と発達障害との関連が注目されている (十一,2006)。日韓は共通した文化的背景を持ち、法律や制度などの社会基盤も共通しているが、非行や犯罪については多くの相違点がある。

2. 研究の目的

(1) 日韓比較による非行メカニズムの分析を心理学的・社会学および医学的観点から行う

学際的分野の研究者らが集い、多領域にわたる尺度を用い、複数の施設における調査を実施する。特に文化的背景が共通する国家比較によって、非行化のメカニズム解明を進める。

日韓では高い高校進学率や低失業率および良好な識字率などの文化的基盤が一致している。このような文化的背景を統制要因として、犯罪率の差を説明する要因を分析する

(2) 日韓の少年犯罪率の差のメカニズムを解明する

心理学的・精神医学的要因に加えて、社会経済的指標も分析要因に加え、日韓の少年犯罪率における差を説明することを目指す。

3. 研究の方法

以下の質問紙を韓国側の少年院在院生約 400 名 (男女 200 名ずつ) に実施する

- ①Rosenberg 版自尊心尺度
- ②Buss-Perry 攻撃性質問紙
- ③Attention Deficit/Hyperactivity Disorder Youth Self Report (AD/HD-YSR)
- ④Socio economic Status 尺度 (社会経済的状況尺度)
- ⑤逆境の児童期体験尺度 (ACE 質問紙)

※①-⑤は全て申請者らが日本の少年院及び少年鑑別所調査で使用したものである。韓国

使用にあたって、専門家によるハンゲル語翻訳を既に開始しており、妥当性と信頼性を評価している。

4. 研究成果

(1) はじめに

日本と韓国は歴史的にみても文化・社会的共通点が多く、国民性の根幹を形成するような思想背景も類似していると思われる。おそらく少年非行の特性についても、欧米諸国等と比較すると、共通する部分が多いことが予想される。実際、戦後の韓国の少年法や矯正教育システムは日本のそれを参考にして作成されており、時代に合わせて両国でそれぞれの改正がなされてきたとはいえ、基盤のなる部分は共通している。

中でも顕著に共通している点は、少年犯罪の発生率が極めて低いということであろう。凶悪犯罪、すなわち殺人・強盗・強姦・放火において、比較検討で信頼性の高い統計をもつ先進国や中進国と比較すると、日韓両国の発生率は驚くほど低い。なぜ日韓は欧米諸国らと比較すると凶悪犯罪が少ないのだろうか。上田(2011)が指摘するように、欧米諸国が近代化後に治安悪化を経験してきたとは逆に、相対的に日本(韓国も)は低い犯罪率を維持している。この理由を探ることによって将来の政策決定にも大きなインパクトをもたらすことができよう。

本稿では日本と韓国の少年院での調査結果について考察する。特に発達障害や被虐待の問題に焦点化する。なぜなら、日本では数年前に加害者が発達障害であると鑑別された事件が連続しておこり、社会的にも学際的にも注目を集めた。韓国でも同様に、深刻に非行化した少年の一部に発達障害を有する少年が存在するのではないかと懸念が存在するという。日本では一部の少年院で、発達障害を有する少年の特性に応じた処遇を展開し、著明な効果をあげている。現在ではほとんどの少年院の教官が発達障害に関する基本的知識や理解を有しており、今回の調査結果は両国にとっても興味深いものになることが期待される。

また、虐待は少年の非行化に対して特殊な効果を持つといわれる。当然ながら顕著な被虐待経験のある少年は犯罪親和性が高くな

り、また深刻化しやすい。日本では強烈な虐待やネグレクトによって幼い命が失われるという事件が相次ぎ、発達障害同様、大きな社会問題であるとの認識が広まっている。本調査では、同様の虐待に関する調査を実施し、比較検討した。

(2) 近年の日韓における非行の動向

前述のように、欧米と比較すると治安の良いとされる日韓でも、凶悪犯罪率には無視できない差が存在する。韓国警察研究学会が2001-2010年の凶悪犯罪検挙数を分析した結果、10年間に85.4%増加していることが明らかになった。日本の平成14-23年の10年間の凶悪犯罪検挙数は約70%減少している。また人口比で検討しても、韓国の検挙数の方がはるかに多い。興味深い傾向の差であり、注目すべきであるが、この差をどのような要因で説明するかはきわめて難しい。例えば日本でも「非行の第3の波(昭和60年頃)」や「第4の波(平成10年頃)」のように、十分に社会が成熟し経済的に豊かになってからも犯罪率の大きな変動が観察されている。そして残念ながらその変動を特定の要因によって実証的に十分に説明されたことはない。よって直近10年の韓国における少年犯罪の増加も、今後の継続的な傾向であると予測することは困難であるし、安易な日韓比較に繋げることも妥当でなかろう。重要なのは、近年の日韓の非行動向を踏まえた上で、以下の発達障害や被虐待の問題について比較検討を行うことである。

(3) リスク因子として発達障害をどう捉えるか

発達障害と反社会的行動の親和性については、多くのエビデンスが蓄積されている。それらは3つに大別されるといえよう。一つは知的障害と反社会的行動との関連、2つめは注意欠如多動性障害(ADHD)と非行行動との関連、3つめは自閉症スペクトラム障害(ASD)と特異な非(反)社会的行動との関連である。なかでもADHDと反社会的行動の関連については豊富な研究例が存在する(Pardini, Obradovic & Loeber, 2006; Sourander et al., 2006)。国際的にも有名なダニーディンのコーホートを用いた長期縦断的研究で、Moffitt (1990) は3歳児時点でADD(現在のADHDと理解してよい)の診断をうけた約半数が、15歳時に非行化したことを明らかにした。これに類似する研究結

果が蓄積されたことにより、一層ADHDの中核障害が注目されることになったといつてよかろう。現在のDSM-IV-TRでも、ADHDは破壊的行動障害の一つとして位置づけられているのは、これらの研究知見が診断分類に影響しているからである(Faraone et al., 2006)。

一方で、発達障害のある子どもの圧倒的多数は非行化しないという事実は、当然のことであるにせよ特筆に値する。なぜなら非行化に対する発達障害のリスクは、過大に見積もられやすい傾向にあるからだ。事実アメリカでの先行研究によると、反社会的行動における発達の問題性の主効果(影響度)は驚くほど低い(参照：<http://profiles.nlm.nih.gov/ps/retrieve/ResourceMetadata/NNBCWW>)。一方で発達の問題性(例えば衝動性や社会的スキルの低さなど)は、他の多くの非行のリスク要因と交絡しやすい。すなわち発達の問題のある子どもが、家庭環境や地域の荒れといったリスク要因と相互作用して、行動の問題を悪化させるケースが多いので、結果的に発達の問題が過大評価されることになる。このことは、矯正教育にも重要な示唆をもたらす。発達の問題の主効果が限定的ならば、非行化した少年の発達の問題の改善のみに焦点化した治療的介入の効果も、おそらく限定的になるであろう。

日本では2000年代を中心に、発達障害のある児童・青年による大きな事件が連続して起こった。発達障害そのものへの関心が学際的に高まっていた時期でもあり、マスメディアを中心に大きく取り上げられたことも相まって、社会の耳目を集めることになった。残念ながら国際的に見ても、日本では非行のリスク因子として発達障害をネガティブに評価しすぎていると思われる。

(4) 被虐待と発達障害の交絡をどう捉えるか

被虐待は非行の強力な非行因子であることは幅広く認知されている。発達障害そのものの非行に対する主効果はそれほど大きいものでないことは先に述べたが、被虐待が子どもの行動や情緒に与えるインパクトはきわめて大きい(松浦, 橋本 & 十一, 2007)。発達期にある子どもが虐待を受けている場合、発達障害様の症状を示すことはよく知られており(Thornberry et al., 2010; Yun, Ball & Lim, 2011)、このような場合、その子どもが有する発達の問題と被虐待の問題

の影響度を鑑別することは容易でない。このことは、「発達の問題と被虐待(不適切養育経験)は交絡しやすい」という決定的に重要な事実を浮かび上がらせる(Caspi & Moffitt, 2006; Caspi et al., 2010)。

筆者らは矯正施設を対象に発達的問題性について研究してきたが、一方で強力な負の環境要因である、虐待の問題に注目せざるを得なかった。そのほど矯正施設入所少年らに共通する点が“被虐待(不適切養育経験)”である。

筆者らは、ACE 質問紙 (Adverse Childhood Experiences ; 逆境の児童期体験質問紙) を作成して、少年院在院者と一般高校生に実施して比較検討した(以下 5 章で詳しく述べる)。前述の発達の問題では、少年院在院者と一般高校生では、5-6 倍程度の差があったと示した。一方虐待や不適切養育の領域では、2-30 倍程度少年院在院者の方が深刻であることが明らかになった(松浦, 2006)。

ACE study とは 17,000 人以上の中流のアメリカ人成人を対象にした公衆衛生学的大規模調査で、カルフォルニア州の健康保険組合のカイザーパーマネンテと米国疾病管理予防センター (CDC) との共同研究である。逆境の児童期体験 (ACE) と成人期以降の疾病の関連について明らかにしている (Felitti et al., 1998; Anda et al., 2007)。ACE の深刻度は、成人期の抑うつ・自殺企図・アルコール中毒や性的逸脱行動などと密接に関連しており、その影響は半世紀以上経過してもなお継続することがわかっている。なおたくさん ACE を経験している人ほど、心臓疾患や肥満、高血圧など生活習慣病になりやすいことも明らかになっているのである。これらの詳細については、CDC の HP (<http://www.cdc.gov/ace/index.htm>) や ACE 研究財団の HP (<http://www.acestudy.org/home>) を参照されたい。

(5) 韓国少年院における質問紙調査

① 対象と質問紙

2010 年に韓国法務省の全面的協力により、韓国少年院在院者の特性に関する包括的調査を実施した。韓国全国の少年院に在院する、790 名 (男子 626 名、女子 164 名) に関するデータが集積された。

調査項目と実施した質問紙は以下の通りである。

- ① 入所時年齢、性別、犯罪種別、IQ、入所時処分基準、職業、学歴、累犯回数、親の収入など

- ② Rosenberg 自尊感情尺度
 ③ Buss-Perry 攻撃性尺度
 ④ 逆境の児童期体験 (ACE) 質問紙
 ⑤ K-CBCL TRF (教官記入版)
 ⑥ K-CBCL YSR (本人記入版)

② 結果と考察

全体の基礎的統計量を図 1 に示す。入所時の平均年齢は 16.4 歳、標準偏差は 1.4 であり、IQ の平均値は 92.3 (標準偏差は 12.1) であった。図 2 に累犯回数、図 3 に学歴、図 4 に親の収入、図 5 に知能指数のそれぞれの分布を示す。累犯回数でみると、60%以上が初犯であり、3 回以上の累犯者は 10%未満である。よって非行化が相当程度進んでいる少年は少ないと見ることができる。学歴でみると、高校中退者が最も多く、次いで中学中退者である。この傾向は日本と共通するが、中学中退者はそれほど多くないであろう。日韓の義務教育制度の相違がこの差を生んでいると考えられる。

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
入所時年齢	790	13	26	16.44	1.4
現年齢	790	13	21	17.00	1.4
IQ	785	2	140	92.58	12.1

図 1 韓国少年院 年齢等

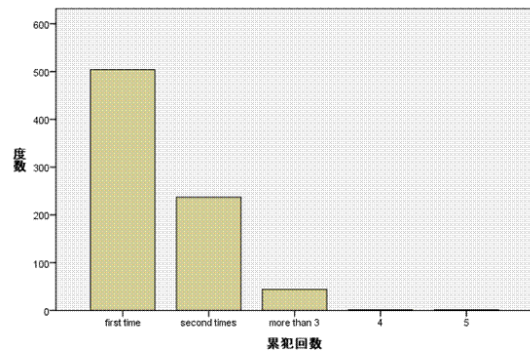


図 2 累犯回数

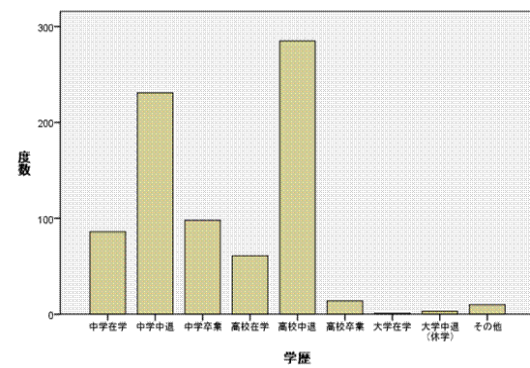


図 3 学歴

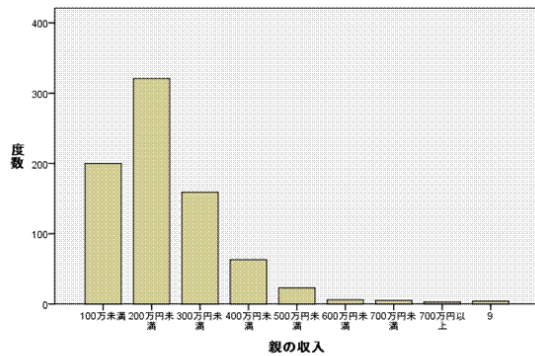


図 4 親の収入

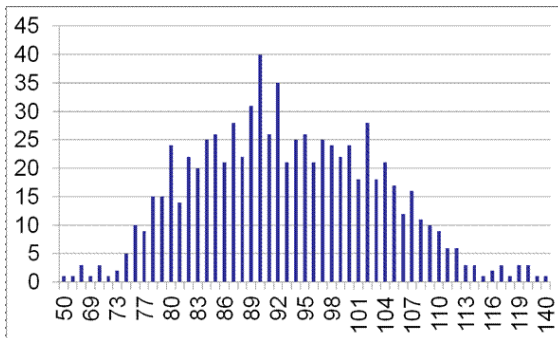


図 5 韓国少年院在院者の知能指数の分布

世帯年収で 200 万未満が圧倒的多数である。洋の東西を問わず、非行とその家庭の経済的問題は密接な関連があるといわれており、この結果もそれを裏打ちするものである。図 7 は韓国少年院在院者の知能指数 (IQ) 分布である。前述のように、平均値は 92.6 (SD=12.1) であるが、典型的な正規分布ではなく、IQ が 90 および 102 あたりで山がある。筆者らの先行研究では、日本の少年院在院者の知能指数の平均値は 80 代前半であった。よって、韓国少年院在院者の方が高い IQ を有しているといえよう。ただし、使用している IQ テストが異なるため、単純な比較はできない。

(6) 日韓における少年院在院生の被虐待特性

① 発達の問題と被虐待との関連

筆者らは数年前から日本の少年院在院者らを対象に調査を進めてきた。当初は、非行化した少年の中には、顕著な発達障害様の特性を示すものが存在するのではないか、という仮説に基づいて、いくつかの自己記入式や教官記入式質問紙を実施した。

その結果、小学生時からの不注意、多動衝動性など、ADHD(注意欠如多動性障害)に共

通する行動特性を持っていた少年や、対人関係における極端な拙さや偏りなど、自閉性障害の疑われる少年が散見された。実際に ADHD や自閉症のスクリーニングテストでは、年齢や性別をマッチングさせたコントロール群との比較において、極めて顕著な差が検出されたのである。

これらの結果は、前述の仮説が正しかったことを裏打ちしたように考えられた。しかし一方で発達上の問題に深刻な影響を与えると考えられる、被虐待の問題は予想以上に少年院在院者に共通していることがわかった。そこで我々は同じく日本の少年院在院者らを対象として、幼少時期からの被虐待の種類や程度について ACE 質問紙を使用して明らかにした。

② 韓国の少年院在院者の ACE 結果

図 6 に ACE 質問紙の 9 つの項目を示す。ACE 質問紙は 2 つのカテゴリーから成り、18 歳までに自身の家庭内で該当したことを問う。項目 1 の身体的虐待、項目 2 の心理的虐待、項目 3 の性的虐待、および項目 9 の広範囲なネグレクトが、虐待のカテゴリーに入る。項目 4～8 は、ドメスティック・バイオレンスや犯罪親和性の高い家族など、養育機能崩壊カテゴリーである。項目 1～9 までの該当数の和が ACE score(累積度)である。先に紹介した ACE study では、どんな種類の虐待や養育機能不全があったかよりも、いくつ ACE が累積したかを重視している。なぜなら、ACE 累積度と成人期以降の身体的・精神的疾患には、明確な量的反応関係が認められているからである (Foege, 1998; Anda et al., 1999, 2007)。

ACE (Adverse Childhood Experiences)とはなにか?

ACE 質問紙の9項目

18歳までにあなたの家庭の中で:

- 1 くり返し、身体的な暴力を受けていた。(なぐられる、けられる、ど)
- 2 くり返し、心理的な暴力を受けていた。(暴力的な言葉でいためつけられる、など)
- 3 性的な暴力を受けていた。
- 4 アルコールや薬物乱用者が家族にいた。
- 5 母親が暴力を受けていた。
- 6 家庭に、慢性的なうつ病の人がいたり、精神病をわずらっている人がいたり、自殺の危険がある人がいた。
- 7 両親のうち、どちらもあるいはどちらかがいなかった。
- 8 家族に服役中の人があった。
- 9 親に無視されていた。(学校に行かせてもらえない、食事をちゃんと作ってもらえない、など)

図 6 逆境的児童期体験 (ACE) 質問項目

図 7 に韓国少年院在院者の ACE 項目ごとの体験率を示す。項目 2 (心理的虐待)、項目 3 (性的虐待)、および項目 6 (家族内での精神疾患既往歴や自殺企図・未遂歴)で、有意に男子と比較して女子少年院在院者の方

が高かった。これは日本の少年院での調査結果と同様の傾向を示している。少年院送致に至るケースは相当程度非行化が進んでいたか、初犯であっても凶悪または悪質であることが多い。少年院送致といっても、女子の方の家庭的負因が極端に劣悪であることは日韓で共通していると考えられた。

図8はACE scoreにおける性差を示している。ACE=0であった少年は、男子約45%、女子約30%であり、4つ以上該当する、深刻群は男女とも5%以下であった。

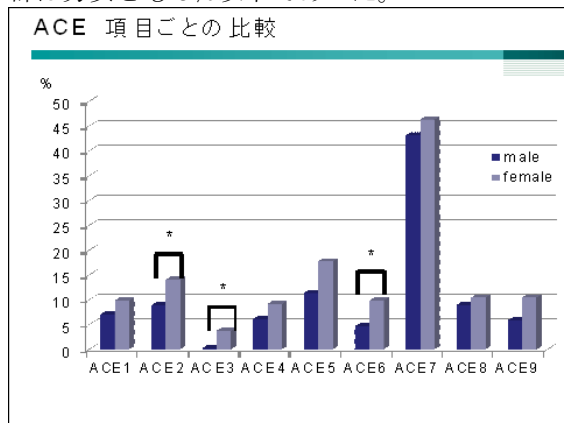


図7 韓国少年院在院者 ACE 項目ごとの比較

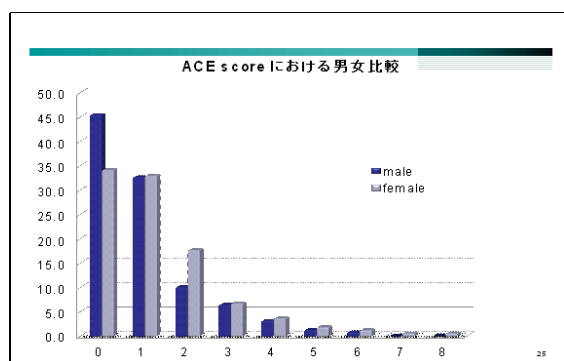


図8 韓国少年院在院者 ACE における性差

③ ACE における日韓比較

次に、今回得られた韓国のデータと、これまでに集積した筆者らのデータ(Matsuura, Hashimoto & Toichi, 2009a, b, c; Matsuura, 2011)に基づいて比較した。その結果を図7に示す。項目ごとの比較において男女とも顕著な差が認められた。まず男子でみると、項目1, 4, 6, および7で有意に日本の少年院在院者の方が深刻であった。項目8(家族の犯罪親和性)と項目9(ネグレクト)においてわずかに韓国少年院在院者の方が高かったが、有意差はなかった。すなわち、家族の負因あるいは養育機能上の問題という視点から見ると、日本の方が際立って深刻であると結論づけることができる。

一方女子でも男子における差と共通する

結果が得られた。項目1, 2, 3, 4, 及び6の5つで有意に日本の女子少年院在院者の方が深刻であった。なお、体験率で韓国が上回った項目はなかった。虐待のカテゴリーで特に両群の差が顕著であったことは注目される。例えば日本：韓国の比は、身体的虐待(27.9:6.9)で約4倍、心理的虐待(27.9:8.6)で約3倍、性的虐待(9.0:0.2)40倍以上であり、両国の社会的背景や処遇における違いを考慮しても極めて大きな差といえよう。

さらに図9において、日韓の男女それぞれのACE scoreのグラフを示した。左から韓国男子、日本男子、韓国女子、日本女子少年院在院者のACE累積度を表している。有意差が認められたのは、韓国男子と日本男子におけるACE score=0の割合のみであった(45%と25%)。この結果は、韓国男子少年院在院者の45%が1つもACEに該当しなかったことを意味している。ACEの項目毎の比較でも、日本の方が顕著に深刻であったように、ACE \geq 4の割合は日本の少年院在院者の方が多い。有意差は認められなかったが、男女とも約3-4倍程度の差が存在した。

現時点でACEにおける日韓間の顕著な差を説明することは不可能であろう。日本でも数年間をかけてこの質問紙データを集積してきたが、韓国でACE質問紙を実施したのは初めてのことであり、今回の結果の傾向が安定的にみられるのかも定かでない。1つだけ前述した統計資料を用いて考察を加えたい。両国の少年人口の比はおよそ日本：韓国=2:1である。一方両国の少年による凶悪犯罪の検挙数の比は日本：韓国=1:4程度である。日本の場合、凶悪犯罪で検挙された全ての少年が少年院送致になるわけではないが、非行化した少年の多くは、家庭的にも発達上も深刻な負因を抱えてきていると考えられる。国の全体的な非行数が少なくても、深刻な非行化群の特徴をみると、多領域での逆境性が集中していると解釈することも可能であろう。

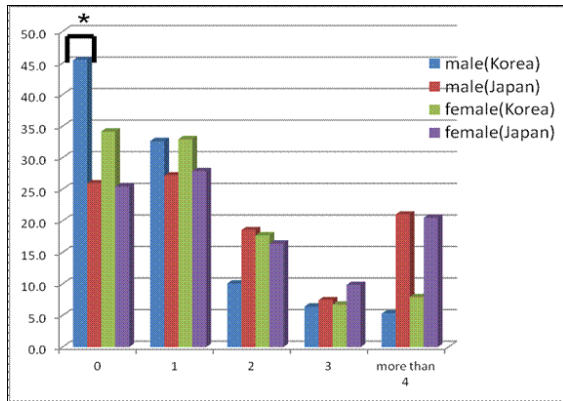


図9 日韓少年院在院者の ACE score での比較

(7) 終わりに

① 日韓の共通点：少年の可塑性を重視する矯正教育

日韓は 2000 年に及ぶ歴史的つながりを有し、文化的社会的に多くの共通点を持つことに疑いはないであろう。特に教育に関する姿勢や価値観は似ているのではないか。そのことは、非行少年の処遇や矯正教育にも表れている。日韓の少年法は、少年の可塑性を最大限重視するという点で、国際的に見ても貴重かつ秀でておりと筆者は考える。法律上の枠組みのみならず、実務的にも両国の矯正教育は充実している。

筆者はこれまでに日本の多くの少年院の実務を見学してきた。同様に韓国法務省の厚意により、いくつかの韓国の少年院も見学し、実務やシステムについて学ぶ機会を得た。いくつかの相違点は存在しているが、「少年の可塑性の重視」「少年院の教官の教育者としての質の高さ、及び熱意」「教科教育や職業教育の充実」「教官と少年、少年と少年の濃密な人間関係構築」「生活指導面でのきめ細やかな配慮」については、驚くほど共通していた。日韓の少年犯罪率が低いという理由の 1 つとして、このような充実した矯正教育を数十年にわたって展開してきたことを挙げることができよう。非行化が進行している場合、あらゆる点においてその少年に逆境性が累積しているケースがほとんどである。両国の少年院では発達の課題にせよ、虐待の問題にせよ、教官が中心となって纏れた糸を解きほぐすように少年と向き合い、社会に出た後のスキル獲得を目指していた。いわば少年院が、多領域の格差を解消する社会装置のような役割を（おそらく数十年にわたって）果たしてきたのだと思われる。両国は相互の貴重な経験を共有しあい、今回のような実証的データに基づいてよりよい法整備、政策の実施、矯正教育の質の向上を目指すべきであろう。

② 日韓の非行政策の方向性：大衆迎合化する厳罰化

少年非行でも成人犯罪でも、厳罰化が進んでいるといわれる。特に凶悪な事件については加害者に厳罰を望む意見が増加している。インターネットを含むメディアの発達によって、事件の悲惨さや加害者の凶悪さが増幅して伝えられ、一般市民の不安感や憎悪感が煽られる。同様な事件を防ぐために、強力な社会的制裁を加え、社会から排除しようとする動きが加速する。刑を決定する裁判官も世論に影響され、徐々に厳罰化が進行していくことになる。これらが厳罰化に至るメカニズムであると考えられている。日本に限らず先進国では共通してみられる傾向であり、penal populism（ペナルポピュリズム；大衆迎合化する刑事罰）と呼ばれている。

筆者は欧州各国の研究者らと、非行化が進行した少年の発達精神病理や矯正教育について共同研究をしている。欧米の研究者らの多くのが指摘するのが、社会的な厳罰化傾向と、少年の懲役刑の年齢低下、矯正教育の形骸化である。

懲役刑をうける少年の割合を示す国際比較調査結果によると、10 万人の少年人口に対して、懲役刑を受ける（つまり教育ではなく、懲役が課される）少年の数は、アメリカ合衆国の数は他を抜きこんでいる。他の欧州諸国も日本と比較すると（韓国も日本と同程度）、顕著に多い。理由は明瞭で、教育は懲役よりも人的・経済的コストがかかること、効果がわかりにくいこと等が挙げられる。政治的には矯正教育にそれだけのコストをかけることが魅力的でないことは簡単に理解できる。

両国の研究者・実務者は、このような領域に関する実証的データをあまり持ち合わせておらず、この点が最大の問題であると考えられる。このような問題は、法学・社会学・教育学・医学などの多様な専門家が協働して課題に向き合うべきである。あらゆる制度は時代に応じて改革や変容が求められる。我々は連携してこれまでの成果を検討し、課題を整理し、改善点を吟味したうえで更に矯正教育を発展させていくことが求められているといえよう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 4 件）

① Associations among adverse childhood

experiences,
aggression, depression, and self-esteem
in serious female
juvenile offenders in Japan 第一著
者 Naomi Matsuura, Toshiaki
Hashimoto, and Motomi Toichi 2013
The Journal of Forensic
Psychiatry & Psychology, 2013 Vol. 24, No.
1, 111-127,

② Spatial Short-Term Memory in Children
With Nonverbal Learning Disabilities:
Impairment in Encoding Spatial
Configuration
TADAMASA NARIMOTO, NAOMI MATSUURA
TOMOHIRO TAKEZAWA, YOSHINORIMITSUHASHI
2013 The Journal of Genetic
Psychology, 2013, 174(1), 73-87

③ Testing a cascade model of linkage
between child abuse and negative mental
health among battered women in Japan.
Asian Journal of psychiatry, Naomi
Matsuura, Takeo Fujiwara, Makiko Okuyama,
Mayuko Izumi in press November 2012

④ A Study of Cognitive Training for
Delinquents within a Reformatory in Japan
2012 Child and Youth Services Review
vol. 34, Miyaguchi, N Matsuura

[学会発表] (計 3 件)

① 20th IACAPAP World Congress in Paris
22- 26th, July, 2012
Effectiveness of a family-like setting
model for abused juvenile delinquents with
various developmental and emotional
disturbances - A two-year follow-up study
—
Graduate School of Education, Tokyo
University of Social Welfare Professor
Naomi Matsuura, PhDs

② 35th Annual conference Sponsored
by Teaching-Family Association &
Virginia Home for Boys & Girls
講演テーマ
Teaching-Family Model in Japan:
Effective Treatment for Juvenile
Delinquents Who Have Been Exposed to
Serious Child Abuse Naomi Matsuura

③ ‘Asian-Pacific Council for Juvenile
Justice’ IJJO - THAILAND 2012
12- 13 June 2012
National and Regional Conference Towards
comprehensive and effective Juvenile
Justice System in Thailand and the Region
14 June 2012
1st Meeting of the Asia-Pacific Council
for Juvenile Justice An Asia-Pacific
Strategy on Juvenile Justice

講演テーマ 講演者 Naomi Matsuura
Effective residential correctional
education in Japan. - Evaluation of
juvenile’s psychological and
developmental disturbances”
Effectiveness of “Teaching-Family
Model”

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 直己 (MATSUURA NAOMI)
東京福祉大学・教育学研究科・教授
研究者番号：20452518